

解説

「ホテル・旅館 Version1」

制定日 2012 年 10 月 1 日

1. 商品類型設定の背景

厚生労働省の衛生行政報告例によると、2009 年 3 月末現在の旅館業の営業許可施設数は、ホテル営業施設数で 9,603 施設、旅館営業施設数で 5 万 846 施設、簡易宿所数で 2 万 3,050 施設であり、全体としては 1,155 施設の前年比減となっている。これらの宿泊施設を含む観光産業を対象とした、国土交通省の「観光と環境に関する調査」報告書（平成 20 年 2 月）によると、宿泊施設の約半数は、何らかの環境保全の取り組みを行っているというアンケート結果が出ている。取組むうえでの課題としては、コストの増大あるいは投資回収の困難や、顧客に環境への取り組みの意図が伝わりにくいといったことがあげられており、十分な資金や時間、人材が不足しているといった現状や、顧客へ負担や不便がかかるといった懸念もあるようである。一方で、取り組みを実際に行った効果として、コストの削減、従業員の士気向上や全社的な環境意識の向上などがあげられており、適切な体制整備やビジネスモデルの確立により、課題は克服し得るものであると提言されている。

宿泊施設の環境配慮を評価する制度としては、環境マネジメントシステムの体制が整っていることを評価する ISO14001、エコアクション 21 などの認証制度や、グリーン購入ネットワーク（GPN）による環境配慮のガイドラインへの適合状況を登録する「GPN エコチャレンジ ホテル・旅館データベース」などがあるが、エコマークのような、一定レベルの基準をクリアしていることを第三者が認定するタイプ I 環境ラベルとは異なっている。海外においては、アメリカ、EU、北欧、韓国、台湾などで、エコマークと同様のタイプ I 環境ラベルによる宿泊施設の認定基準が策定されており、有名ホテルを含む多くのホテルが認定されている。日本においても、一定レベル以上の環境に配慮された宿泊施設にエコマークを付与することにより、環境配慮に優れたホテルや旅館の取り組みが広く利用者に伝わり、さらには、多くの宿泊施設がエコマーク取得を目指すことでその取り組みを広げ、社会的な環境負荷低減につながる事が期待される。

また、海外では、宿泊施設の利用者の環境意識が比較的高いといわれるが、日本国民全体の環境意識のレベルを高めていくことも、宿泊施設が利用者の理解を得ながら取り組みを進めていくうえで大切なことである。エコマークは、様々な製品やサービスにおいて環境配慮の基準を満たしたものにマークを付与して推奨し、消費者に環境に配慮したライフスタイルを提案することも目的としている。そのため、本認定基準では、省エネや節水などの広く実施されている環境配慮のみならず、利用者の環境意識の向上につながるサービス提供方法の工夫や、環境配慮をさりげなく利用者に体感させるなどといった環境コミュニケーションに焦点を合わせることにより、宿泊施設における環境配慮の取り組みへの利用者のさらなる理解と協力を促すことを重視した。従って、エコマークを取得した旅館やホテルは、コスト削減にとどまらない高い環境

意識という新たな価値を持った宿泊施設といえる。

2. 適用範囲について

旅館業法で対象とし、定義されているホテル営業、旅館営業に該当する宿泊施設を対象とする。また、個別の宿泊プラン（エコプランなど）ではなく、施設全体および提供されるサービス全般を認定対象とする。なお、マネジメントの管轄外となるテナントについては、環境配慮についての管理も及ばないため、認定の対象には含まれないが、管轄内となるテナントは、全て認定対象に含まれる。

3. 用語の定義について

エコマーク商品類型No.501「小売店舗Version1」で定義されたグリーン購入や環境マネジメントシステムに関する内容を引用した。また、エコツーリズムの定義は、エコツーリズム推進法における定義を引用した。

4. 認定の基準と証明方法について

4-1. 環境に関する基準と証明方法の策定の経緯

1) 基準構成について

本認定基準は、大きく2つのパートに分かれており、前半部分を「A.周辺環境への配慮と利用者との環境コミュニケーション」、後半部分を「B.設備、運営による環境負荷低減」としている。前半のA.の部分は、利用者に対して、提供するサービスの環境面での情報や知識を伝えていくことにより、環境への関心や意識を高めてもらうことを目的とする環境コミュニケーションの基準項目を中心に設定している。これは、利用者がサービスの提供を受ける際に環境配慮を実感でき、滞在中および滞在後も環境に配慮した行動につなげていくというエコマーク事業の目的を特徴づける部分である。

後半のB.の部分は、省エネ、節水、廃棄物削減、グリーン購入など基本的な環境配慮の取り組み事項であり、一通り最低限のレベルは行うべきであるとされた基準項目である。ただし、最新の設備の導入のみを評価するのではなく、設備の新旧や規模の大小に関わらず、できる範囲の努力を最大限行っているところを評価し、多くの施設が前向きに取り組める内容とした。

なお、ビジネスホテル、シティホテル、旅館、リゾートホテルなどの業態により認定基準を分けることも検討されたが、実際には業態を明確に分類できない宿泊施設も多い。また、取り組みの度合いは業態の違いのみによるのではなく、規模や設備の導入状況による部分も大きいため、業態別に認定基準を分けるのではなく、全業態が取り組める基準構成、レベルとした。

2) 基準項目について

基準項目の設定にあたっては、エコマーク事業実施要領に定める「商品ライフステージ環境評価項目選定表」を用いて商品やサービスのライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮することとしているが、この選定表のライフステージは、主に工業製品におけるライフサイクルを想定したものであるため、今回のホテル・旅館のようなサービスの検討には適さない部分がある。そこで、本検討では下表の通り「ホテル・旅館 ライフステージ環境評価項目選定表」として新たに選定表を定めた。ホテル・旅館のサービスを構成する要素としては、施設の建物や設備、提供されるサービスそのもの、それらの運営・管理といった段階が考えられる。これらの段階別に各環境評価項目を検討し、ある段階に偏ることなく、サービス全体を考慮して基準を策定した。

また、海外のタイプ I 環境ラベル、国際NGOの環境教育基金（FEE）によるグリーンキー認証基準、GPNのガイドラインなどの宿泊施設の環境配慮に関する既存の基準についても参考とした。その結果、表中の項目が基準項目として選定された。

表 ホテル・旅館 ライフステージ環境評価項目選定表

環境評価項目	サービスのライフステージ		
	A. 設備	B. 提供サービス (宿泊、飲食等)	C. 運営・管理業務
1 省資源と資源循環	節水 グリーン購入	廃棄物削減、リサイクル 環境コミュニケーション グリーン購入	廃棄物削減、リサイクル 環境管理の体制 施設外での環境活動
2 地球温暖化の防止	省エネルギー 節水 グリーン購入	食材の配慮 環境コミュニケーション グリーン購入	省エネルギー 節水 環境管理の体制 施設外での環境活動
3 有害物質の制限と コントロール	グリーン購入	食材の配慮 グリーン購入	化学物質の管理 環境管理の体制 施設外での環境活動
4 生物多様性の保全	周辺環境への配慮 グリーン購入	食材の配慮 グリーン購入 環境コミュニケーション	施設外での環境活動 環境管理の体制

以下に基準策定の経緯を示す。

A. 周辺環境への配慮と利用者との環境コミュニケーション

A-1. 周辺環境への配慮に関する基準

- (1) 立地地域の環境への配慮
- (2) 外部の環境活動への参加

(1)は、施設の立地が影響を及ぼす周辺地域に対する環境配慮、(2)は、施設外の人々や団体と関わる環境活動への参加、協力であり、いずれも施設の外におけ

る取り組みである。従って、関係する外部のステークホルダーとのコミュニケーションも望まれる分野である。

周辺地域に対する環境配慮は、生物多様性など様々な側面に関わり、内容の幅が広いものであるが、非常に重要で、今後一層の取り組みを広げていくべきこととされた。なお、様々な取り組みが考えられるため、いくつかの例を示しているが、主旨に合うものであれば、それらに限定するものではない。

A-2.利用者との環境コミュニケーションに関する基準

- (3)環境方針や環境配慮の取り組みの情報公開
- (4)環境に配慮した観光や移動手段についての情報提供
- (5)利用者への環境配慮に関する啓発、協力の呼び掛け
- (6)環境、周辺地域に配慮した食材とその情報提供

(3)の環境方針や取り組みの情報公開は、環境コミュニケーションにおいて最も基本となるもので、その理念と同じ価値観を持つ利用者の賛同や信頼を得ることにつながる。そのことにより、宿泊施設の取り組みへの利用者の協力や理解が増し、さらなる取り組みの推進が期待できることとなる。

(4)の観光や移動手段の情報提供は、宿泊施設における主要なサービスの一つである。それらについても、環境配慮の観点を設けることにより、利用者の環境に対する関心を高めることにつながる。

一方、昨今の環境保護意識の高まりから、自然とふれあう様々な観光ツアーが増加し、地域の環境への配慮を欠いた自然体験ツアーや、過剰な観光活動による自然環境の劣化といった事例が見られることから、適切なエコツーリズムを推進するための枠組みを定めるエコツーリズム推進法が 2007 年に制定されている。同法では、エコツーリズムを「観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動」としており、本認定基準においても、その主旨をふまえた適切な観光情報やエコツアーの提供が望ましいと考え、(4)及び(5)の基準項目において例として示した。

(5)については、利用者の環境意識の向上を促す観点から検討された。宿泊施設における環境配慮の取り組みは、使い捨てアメニティの削減や、連泊客のシーツ交換の希望制など、ともすると利用者からのクレームにつながることもありうる。また、節水や節電についても、単なるコスト削減ととられてしまうケースもある。一方で、自然が豊かな場所に立地する海外の環境配慮ホテルでは、そのような取り組みが当たり前に行われ、利用者を受け入れられている施設も存在する。取り組みへの理解を得るためには、滞在中に少しでも環境のことを考えてもらう機会を提供することにより、環境意識の向上につなげる啓蒙が必要である。利用者の目的や客層への考慮から、直接的な啓蒙が難しい場合は間接的な方法をとるなど、様々なアプローチ方法が考えら

れるため、できるだけ多くの例を示すこととした。また、協力を呼び掛ける際には、その効果が相手に伝わるのが環境コミュニケーションとして大切である。そのため、協力の呼び掛けについては、その効果も情報提供していることが必要とされた。

(6)の環境に配慮した食材については、利用者への提供自体も大事であるが、それらの食材がどのように環境に配慮したものなのかを伝えていくことが、環境への関心を高めることにつながる。そこで、食材の環境配慮について情報提供していることも要件とした。ただし、ビジネスホテルなど簡易な食事しか提供しない宿泊施設では、調理などを外部の事業者へ委託しているところも多く、食材を限定することが難しいため、適用除外とした。なお、地産地消については、生産方法によっては一概に環境負荷が低いとはいえない場合もありうるが、輸送時の環境負荷に配慮しているという点で評価できるため、例示として記載することとした。

B.設備、運営による環境負荷低減

B-1.環境に配慮した施設の運営・管理体制に関する基準

(7)環境に配慮した施設の運営・管理体制の整備

(8)環境法規の順守

(7)、(8)は、環境配慮施策を進めるうえで必要となる環境管理の体制に関する基準項目である。宿泊施設の事業活動に伴う環境負荷を把握し、それらを計画的、継続的に低減するためには、計画(PLAN)、実行(DO)、評価(CHECK)、改善(ACT)といったPDCAのサイクルを回していく体制が必要であるとされた。環境マネジメントシステムを第三者が認証するものとして、ISO14001やエコアクション21などの認証制度があるが、それらの認証を受けていなくても、環境に配慮した施設の運営・管理体制があることが確認できるよう基準項目を設定した。

なお、宿泊施設における業務の中には、清掃など外部の事業者へ委託することが多い業務もあるが、環境目標を確実に遂行するためには、委託先にも環境教育を行うことが必要であるとされた。そのため、従業員教育では、環境方針・目標に関連する業務を行う委託先には、環境活動を周知させることも要件とした。

B-2.廃棄物削減・リサイクルに関する基準

B-2-1.食品廃棄物の削減

(9)食品廃棄物の発生抑制

(10)食品廃棄物の再生利用

B-2-2.食品廃棄物以外の廃棄物削減

(11)食品廃棄物以外の廃棄物の分別・リサイクル

(12)食堂関連の廃棄物削減

(13)客室関連の廃棄物削減

廃棄物削減・リサイクルについては、食品廃棄物と食品廃棄物以外に分けて基準を設定した。

(9)、(10)の食品廃棄物の削減については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」）において、再生利用等の優先順位を発生抑制、再生利用、熱回収、減量化の順としている。そこで、発生抑制については食事を提供する全ての宿泊施設を対象として基準を設定した。また、再生利用、熱回収については、朝食や簡易な軽食のみを提供する宿泊施設では廃棄量が極めて少なく、回収が非効率となり、処理業者が引き受けないケースも多い。そのため、朝夕二食程度以上の食事提供を行う宿泊施設を対象として基準を設定した。なお、都市部では食品リサイクル法に対応して再生処理施設が整備されてきているが、地方では処理委託が難しい場合もある。そのような立地条件や受入状況により、再生利用、熱回収が不可能な場合や、再生利用、熱回収ができなかった食品廃棄物については、脱水、乾燥などによる食品廃棄物の減量化を行うことを要件とした。

また、食品リサイクル法においては、食品廃棄物の発生量が年間 100 トン以上の場合、発生量や再生利用の状況等を主務大臣へ報告することを義務付け、再生利用等実施率についても、食品関連事業者ごとに設定された基準実施率を上回ることが求められている。そのため、同法の報告義務の対象となる宿泊施設は、その基準実施率を上回っていることを要件とした。

(11)の食品廃棄物以外の廃棄物の分別・リサイクルについては、できるだけ多くの種類を行うことが望ましいが、少なくとも「GPN エコチャレンジ ホテル・旅館データベース」の掲載条件にあげられている紙類(コピー用紙、新聞、雑誌、ダンボール)、PET ボトル、飲料缶、ガラスびんについては実施していることを要件とした。

(12)食堂関連の廃棄物削減、(13)客室関連の廃棄物削減についても「GPN エコチャレンジ ホテル・旅館データベース」の掲載条件にあげられている事項については必須項目とし、その他の事項については、一定数以上を選択して行うことを基準とした。なお、宿泊施設で行っている取り組みは、本基準項目で採り上げた事項以外にも考えられる。そのような取り組みについては、「その他」の項目として審査委員会で環境負荷低減効果を判断し、評価することとした。

(13)の客室関連の廃棄物削減の推奨項目にあげた、シャンプー等を詰め替えて使用するディスペンサーについては、宿泊施設側が採用したくとも利用者側が共用ボトルを嫌う傾向があり、変えられないこともあるという意見があった。しかしながら、環境意識の高い利用者も増えており、ディスペンサーを採用していくことは有意義であるとされ、推奨項目として設定した。

B-3.省エネルギーに関する基準

- (14)エネルギー使用量の管理
- (15)機器のメンテナンス
- (16)熱源、熱搬送設備、給排水設備の省エネルギー
- (17)空調、換気設備の省エネルギー
- (18)照明・電気設備、昇降機の省エネルギー

(14)のエネルギー使用量の管理については、使用量を把握し、目標を設定して削減

を行うとともに、実績として消費量が一定量以下となっていることを確認するため、エネルギー消費原単位の基準値を設けることとした。このような消費原単位の数値基準は、既存の宿泊施設の基準においても、北欧のタイプ I 環境ラベル「ノルディック スワン」以外に例がない。また、エネルギー消費原単位は、設備の新旧、規模、内容など様々な条件によって変わってくるため、環境配慮を判断する一律の数値基準は設定が難しい。本認定基準におけるエネルギー消費原単位の基準値は、他の基準項目の多くが定性的で実施内容の程度に差が生じる可能性があることから、環境配慮の活動が成果として表れていることを担保するために、定量的な基準として目安の数値を設定したものである。従って、この数値基準が宿泊施設のトップランナーを示すということではない。また今後、データが蓄積された段階で見直すことも考えている。そのデータ蓄積と認定後のレベル維持のため、エネルギー消費量及びその前年比については、年に1回、エコマーク事務局へ報告することとした。

なお、エネルギー消費原単位の基準値を定めるにあたっては、実際の宿泊施設のエネルギー消費量データ、一般財団法人省エネルギーセンターの「ホテルの省エネルギー」パンフレットのデータ、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「非住宅建築物の環境関連データベース検討委員会 平成20年度報告書」を参考とした。本認定基準では、原則として $3,000\text{MJ}/\text{m}^2$ 以下を基準値としたが、大規模な宴会場、サービス設備を有するような宿泊施設においては、多くの環境配慮施策を実施していても $3,000\text{MJ}/\text{m}^2$ を超えてしまう施設がある。そのため、 $3,500\text{MJ}/\text{m}^2$ 以下であることと併せて、エネルギー使用量の削減率の要件を満たすことでもよいこととした。この削減率の要件については、東京都の環境確保条例に基づく「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」で義務付けられた平均削減率の数値を引用した。ただし、上記制度は5年間ごとの温室効果ガス排出の削減義務であるため、計画値や排出権取引も認めているが、本認定基準では、エネルギー消費量の実質の削減量を評価する観点から、計画値や排出権取引は採用せず、条件によって二通り設定されている削減率については低い方の6%を引用した。また、削減の比較対象となる基準エネルギー消費量を算出する期間の設定方法においても、上記制度では条件によって二通りあるが、早くから削減努力を行っている宿泊施設に不利にならないよう2002年以降としている部分を引用した。また、東京都はこの制度を他の地方にも採用するようよびかけており、その趣旨を踏まえ、東京以外の地域でも例外は設けないこととした。

(15)については、機器が効率よく稼働するような適切なメンテナンスを行うことが、省エネルギーにつながるため、基準項目として設定した。

(16)～(18)は、省エネルギーの具体的な施策に関する基準項目である。取り上げた項目は主に、一般財団法人省エネルギーセンターの「ホテルの省エネルギー」パンフレット、資源エネルギー庁の「宿泊業における省エネルギー実施要領」（平成20年3月）を参考とした。なお、各宿泊施設が可能な範囲で多くの取り組みが行えるよう、できるだけ多くの例を示すこととした。また、現在使用している設備を大幅に入れ替えな

なければならないということではなく、運用管理面で行えることや、計画的に導入していける施策を多く示すべきであるとされた。

(16)の熱源、熱搬送設備の省エネルギーにおいては、再生可能エネルギーの活用をあげている。資源エネルギー庁によると、日本における2008年度の再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、地熱発電、水力発電など）の全供給エネルギーに占める割合は、6.2%となっている。そこで、再生可能エネルギーの活用の基準項目は、施設で使用する総エネルギーの10%以上に相当する場合に評価することとした。

(18)の必須項目および推奨項目とした、白熱電球から電球形蛍光灯あるいはLEDへの代替については、電球のみの交換ができないハロゲンランプや、調光機能や演色性などの品質、技術的な問題で代替ができない電球も存在する。そのため、必須項目としては、代替を進める計画や方針を持っていることを要件とした。また、代替の実施を定量的に評価するため、現在、主に代替が進められている口金がE17、E26の電球について、60%以上代替していることを推奨項目として設定することとした。なお、2011年6月時点の調査で、電球の販売数量における電球形蛍光灯とLEDランプの占める割合がほぼ60%であることから、推奨項目の代替数については60%とすることとした。

(18)の推奨項目である適正照度の管理については、JIS Z 9110「照明基準総則」で定める宿泊施設の照度要件よりも高い照度となっている宿泊施設もあることから、適切な照度が望まれるため、推奨項目として設定した。

また、エネルギー効率の高い照明器具の使用は、GPNのガイドラインにおいて、20%以上の導入を一つの評価基準としているため、同様の導入数を推奨項目として設定した。

その他、照度センサーや人感センサーについては、それほどコストがかからず、後付けが可能なものもあるため、活用が期待できるとされた。

B-4.節水に関する基準

(19)水使用量の管理

(20)給排水設備のメンテナンス

(21)節水手段

(19)の水使用量の管理については、エネルギー使用量と同様に延べ床面積1 m²あたりや1人1泊あたりの消費原単位の基準値を設定することが検討された。水の使用量は、プールの有無ではそれ程影響しないが、温浴施設における使用量が多いと見受けられる。しかしながら、温泉水を使用する宿泊施設では源泉の温度や湧出量などの条件により、上水の使用量にも影響を与えることや、飲食提供の量によっても水の使用量にばらつきがあり、消費原単位の基準値を設定することは難しいとされた。また、水の使用量は利用者側による要因も大きく、宿泊施設側の裁量でコントロールできない部

分も多いため、少なくとも消費量が増えないように事業者が管理することが重要であるとされた。そのため、水の使用量については当面、報告を求める基準とし、ある程度データが蓄積した時点で数値基準を検討することとした。

(20)給排水設備のメンテナンスについては、適切な保守点検を行うことが、節水につながるため、基準項目として設定した。

(21)節水手段の必須項目および推奨項目にあげた節水型機器の導入については、エコマークにおいて「節水型機器」として商品認定基準を設けているため、その基準に準じた製品の使用が望ましいと考え、基準項目を設定した。

また、寝装具やタオル類の交換希望制は、進めていくべきことであるが、環境意識の高くない利用者もおり、クレームの多い施策の一つとされた。そのため、今後利用者の環境意識を高めていくことが課題であり、本認定基準でも利用者の啓蒙となる項目を多く取り入れた。そのような経緯から、必須項目ではなく推奨項目とすることとした。

B-5.化学物質に関する基準

(22)殺菌剤、消毒薬、防虫・殺虫剤

(23)洗剤

日本においては、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）などの法律により有害な化学物質が規制されており、宿泊施設で使用される化学物質で環境に大きく負荷をかけているものは特段ないとされた。また、宿泊施設に関する既存の基準においても、特定の化学物質をとりあげた基準項目は少なく、化学製品の適正な管理や適正量の使用、より環境負荷の少ないものやエコラベル認定品の使用を要件とする基準項目が多い。現行のエコマークの商品認定基準においては、宿泊施設で日常的に使用される洗剤などの化学製品について基準が策定されていない。そこで、宿泊施設で使用される代表的な化学物質である殺菌剤、消毒薬、防虫・殺虫剤、洗剤については、適正量の使用を基準として設定した。なお、芳香・消臭・脱臭剤についても、業界の自主基準などが検討されたが、業務用についての自主基準がなく、引用できる具体的な基準がないため、本認定基準項目としては選定されなかった。

また、建材などから発生する揮発性有機化合物（VOC）など室内環境に関しては、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）といった法律によって規制されている。建築基準法は、新築、増改築時を対象としてホルムアルデヒド発散材料について規制しており、ビル管理法では、ホルムアルデヒドなどの環境基準を設定し、その基準に従って維持管理しなければならないとしている。そのため、環境法規順守の項目において、ビル管理法の順守についても確認することとした。なお、VOCは建材、内装材などからの発生が考えられるが、それらへの配慮としては、備品、耐久消費財のグリーン購入の一例にあげることとした。

B-6.グリーン購入に関する基準

(24)消耗品のグリーン購入

(25)備品、耐久消費財、役務のグリーン購入

(24)の消耗品のグリーン購入については、できるだけ多くの品目を行うことが望ましいが、購入の際にはコストが優先される、利用者が使用するものは、環境配慮製品を使用するのが難しいとの意見も聞かれた。しかしながら、利用者が使用するものこそ、環境配慮製品の使用を進めるべきだとの意見もあった。そのため、各事業者において環境配慮製品を調達する品目を定め、調達を行っていることを要件とした。

(25)の備品、耐久消費財のグリーン購入については、まだ使用できるものを買い替えるということを求めるのではなく、現在、使用しているもので環境に配慮したものを評価する項目として設定した。また、それと同様の製品で近い将来に買い替えが想定される場合にも、環境配慮製品を購入することが望まれるため、その調達方針があることも要件とした。

5. 申込区分、表示など

エコマークは消費者との環境コミュニケーションツールであり、できるだけ利用者の目につくところに表示されることが望ましい。従って、ホテル・旅館がエコマークを表示しやすいように、認定施設名が自明である場所には、マークと「エコマーク」の文言のみの表示もできることとした。また、本認定基準は、宿泊施設の設備のみならず、サービス全体を評価する基準であるため、定量的な基準項目が設定しにくい部分もある。それを補完する意味でも原則として認定時に、認定基準の適合に関する現地確認を行うこととした。

なお、本認定基準A.周辺環境への配慮と利用者との環境コミュニケーション (1)、(2)、(4)～(6)の基準については、様々な取り組み事例が認定対象となり得る。また、環境コミュニケーションは、本認定基準で特に重視した点であり、利用者をはじめとする宿泊施設に関わるステークホルダーにとって付加価値となる事項でもある。こうしたことから、前述の基準項目について、認定された宿泊施設の取り組み事例を消費者や事業者などへ情報提供することは意義があると考え、エコマーク事務局ホームページで公開することとした。

以上